

10 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町村の被保険者のみがサービスを利用することができます。他市町村の被保険者が、特別な事情があり利用を希望する場合には、当該利用者の保険者である市町村の指定を新たに受ける必要があります。当該利用者の保険者である市町村へ、事前に御相談ください。

※住所地利特対象被保険者は、「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」以外のサービスについて、利用可能です。

(1) 新規開設

地域密着型サービスのうち、下記の対象サービスの指定を受けようとする場合は、**改修等の工事着手前に事前協議が必要**です。新規開設を検討される際は、御留意ください。

<地域密着型サービスの指定までの流れ>

1 対象サービス (6つ)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護
地域密着型通所介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護

※ 「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は、介護保険事業計画に基づき、公募により事業者を募集します。

2 指定 (開設) までの流れ

● 具体的な計画 (土地・開設日・図面等) が定まったら

(1) 事前協議の申出



◎事前協議は面談形式です。また、電話による事前予約が必要です。
詳細及び提出書類は、下記介護保険課 HP でご確認ください。
【地域密着型サービスに関する事前協議について】
URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003343_00001.html
◎事前協議後、審査に1月程度かかります。

(2) 協議終了



◎事前協議終了通知を送付します (工事着手が可能となります)。協議終了後にやむを得ず事業計画を変更する場合は、必ずご相談ください。

(3) 新規指定申請



◎事業開始予定の1月前までに御提出ください。
詳細及び提出書類は、下記介護保険課 HP でご確認ください。
【地域密着型サービス、介護予防支援 指定申請書類等】
URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003323.html

(4) 指定 (開設)

(2) 従業者等の研修

- ★ 対象サービス…(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービスのうち、下記の職に従事する者については、基準等により、**経験及び定められた研修を修了した者の配置が必要になります**。事業開始時はもちろんのこと、従業者等の退職や異動等に対応できるよう、計画的に研修を受講してください。

なお、**計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合**、その翌々月から解消に至った月まで**人員基準欠如により所定単位数が減算となります**。研修修了者の離職等により、未修了者をやむを得ず配置せざるを得ない場合は、**研修の申込を行い、当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれる場合**、当該研修を終了するまでの間は減算対象としない取り扱いとなります。

事業者が相当の努力を行ったにもかかわらずやむを得ず研修未修了者を配置せざるを得ない場合は**必ず事前に市に相談してください**。事前の報告がなく無資格者を資格要件のある職種に配置させた場合、**人員基準違反として取り扱うことがあります**。

職種	必要な研修		サービス種別
法人代表者	認知症対応型サービス事業開設者研修		認知症対応型共同生活介護
			小規模多機能型居宅介護
			看護小規模多機能型居宅介護
管理者	認知症介護実践研修 (実践者研修)	認知症対応型サービス 事業管理者研修	認知症対応型通所介護
			認知症対応型共同生活介護
			看護小規模多機能型居宅介護
計画作成 担当者	小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修		小規模多機能型居宅介護
			看護小規模多機能型居宅介護
	「実践者研修」又は「基礎課程」		

※管理者研修及び計画作成担当者研修の受講について、実践者研修を修了していることが要件となります。

※看護小規模多機能型居宅介護の代表者及び管理者については、保健師又は看護師の場合は、各研修を修了している必要はありません。

<関係通知>

「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について (H24. 3. 16 老高発 0316 第2号・老振発 0316 第2号・老老発 0316 第6号)

(3) 運営推進会議

- ★ 対象サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス事業者は、サービス提供にあたって運営推進会議を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また、地域密着型サービス事業者は**運営推進会議の記録を作成するとともに当該記録を公表しなければなりません。**

実地指導等において、運営推進会議を所定の頻度開催していない事業所が多くみられます。運営推進会議を開催していないことは、地域に開かれたサービスであるという特長を持つ地域密着型サービスの趣旨に沿わないだけでなく、運営基準違反となりますので、必ず運営推進会議は所定の頻度で行うようにしてください。

※新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取扱いについては、41 ページに示しておりますので、併せてご確認ください。

	運営推進会議		介護・医療連携推進会議
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開催頻度	おおむね <u>2ヶ月</u> に1回以上	おおむね <u>6ヶ月</u> に1回以上	
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等		左記に加え、地域の医療関係者
目的	事業所が提供しているサービスの内容等を会議で明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。		左記に加え、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。

(参考) 根拠法令等 ※地域密着型通所介護の場合

- ・ H18 厚労令 34 第 34 条
- ・ H18 老計発第 0331004 号他 第 3 二の二 3 (9) ①

(4) 自己評価・外部評価

- ★ 対象サービス…定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護

自己評価及び外部評価はサービスの質の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものです。対象事業所は、1年に1回以上、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果を公表することが義務付けられています。

【外部評価の流れ】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護		(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
1 自己評価			
○事業所自己評価 ・事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行う。	① スタッフ個別評価又は 従業員自己評価 ・従業員が個別に自己評価を行う。 ↓ ② 事業所自己評価 ・スタッフ個別評価又は従業員自己評価を元に事業所の自己評価を作成する。	○事業所自己評価 ・都道府県が定める項目により評価を行う。 ・法人代表者の責任の下、管理者が介護従業者と協議して実施。	
↓			
2 外部評価			
○運営推進会議(介護・医療連携推進会議)において、外部評価を行う。 ・外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと ・参加者として、市町村職員、地域包括支援センター職員、サービスについて知見を有する者の参加が必要		○静岡県が選定した評価機関の外部評価を受ける。	
↓			
3 結果の公表			
例・利用者及びその家族への提供 ・介護サービス情報公表システムへの掲載 ・法人のホームページへの掲載 ・事業所内に掲示 ・市に提出		・利用申込者又はその家族に説明する。 ・利用者及びその家族に提供する。 ・市に提出する。 ・運営推進会議において説明する。	

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護については、静岡県が定める要件を全て満たしている事業者は、静岡県への申請により、実施回数を2年に1回とすることができます。例年、申請については同報メールでご案内しておりますので、ご確認ください。

なお、運営推進会議の毎回の会議録及び外部評価結果を市へ提出していない場合、申請手続きを行っても、適用とならないことがありますので、ご注意ください。

<根拠法令等>

- ・ H18 厚労令 34 第 3 条の 37、第 34 条、第 97 条第 8 項及び第 182 条
- ・ H18 老計発第 0331004 号他
第 3 の四の 4 (18)、第 3 の五の 4 (4) ⑦及び第 3 の八の 4 (6)

<関係通知>

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項 (第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。) に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について (H27. 3. 27 老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号)
- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について (H18. 10. 17 老計発第 1017001 号)

(5) 認知症対応型共同生活介護における留意事項

★ 対象サービス…(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

① 医療連携加算について

当該加算 (I) を算定するに当たっては、正看護師が利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関 (主治医) との連携・調整、看取りに関する指針の整備等を行うために必要な時間数の勤務が確保できている必要があります。

事業所における勤務実態がなく、単にオンコール体制にしているだけでは当該加算の算定は認められませんので、留意してください。

また、病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により人員を確保している場合も、同様に当該事業所における勤務が求められます。また、必ず正看護師であることの確認を実施してください。

■ 加算区分

医療連携加算 (I)、(II)、(III)

■ 不適切な事例

- ・ 医療連携体制加算 (I) について、事業所における正看護師の勤務実態がなく、正看護師による日常的な健康管理が行われていない。

【参考】

- ・ H27 厚労告 96 厚生労働大臣が定める施設基準 三十四
- ・ H18 老計発第 0331005 号他 第 2 の 6 (9)

② 共同生活住居における介護従業者以外の者による介護について

認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはなりません。

これは、認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものです。

本年度においては、不適切な事例が複数見受けられましたので、今一度、基準を御確認頂き、適切な介護サービスが提供されているか確認をお願いします。

なお、認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えありません。

【参考】

- ・ H18 厚労令 34 第 99 条第 2 項
- ・ H18 老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号
第 3 の五の 4 (6) ②

(6) (看護) 小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスについて

- ★ 対象サービス… (介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(看護) 小規模多機能型居宅介護 (以下「小規模多機能型居宅介護」という) は通いサービスを中心として、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせて提供する弾力的なサービス提供が基本となっています。このため、必要に応じて長期にわたる宿泊サービスの提供は可能ですが、このような使い方は「利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする」という小規模多機能型居宅介護の基本方針に対応しているとは言えず、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を見直す必要があります。

また、やむを得ず長期宿泊サービスを提供している場合には、当該利用者の状況等を運営推進会議で報告し、評価を受けてください。

【参考】

- ・ H18 厚労令 34 第 62 条、第 73 条、第 170 条及び第 177 条
- ・ H18 老計発第 0331004 号他 第 3 の四の 4 (4)、八の 4 (1)

(7) 独自報酬加算

★ 対象サービス…夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護

上記のサービス事業所においては、静岡市が独自に定める基準を満たした上で、事前の届出を行うことにより、独自報酬加算を算定することができます（下記 URL 参照）。

なお、算定開始後は算定月の翌月5日までに実績報告書を提出してください。

<書類の提出期限・ダウンロード>

介護保険課ホームページ URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003364.html

- ・地域密着型サービスの独自報酬基準について

<新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて>

静岡市独自報酬基準の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、厚生労働省からの通知、照会等を踏まえ、本市では下記に掲載する通知に示す取扱いとしています。今一度、御確認頂きますようお願いいたします。

介護保険課ホームページ URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000108.html

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の令和2年4月以降の取扱いについて」（通知）